# 広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン(案)

## I 背景と目的

近年、広域系統整備計画(以下「整備計画」という。)は、これまでに例のない大規模な投資や長距離海底 直流送電など技術的なリスクなどから資金調達が難しいプロジェクトとなっており、一般送配電事業者や送電事業 者(以下「送電事業者等」という。)による必要な投資が停滞する可能性がある。また、プロジェクトファイナンスの 場合において、金融機関は費用増額時等の費用回収のリスクを踏まえ、大規模な融資を躊躇する傾向にあり、 投資が遅れる可能性がある。

こうした整備計画を取り巻く環境を踏まえ、本ガイドラインでは、整備計画に基づく連系線等の工事に関し、以下の事項を明確化することで、事業に要する費用回収の予見性を高めるとともに国民負担の抑制を図ることを目的とする。

- 電力広域的運営推進機関(以下「広域機関」という。)が行う整備計画の策定ならびに工事の実施に 関するコスト検証の基本的な考え方、具体的なプロセス。
- 送電事業者等が実施するコスト低減に向けた取り組みを適切に検証するための考え方。
- 計画策定段階における予備費計上の考え方、及び工事の実施段階において計画策定段階では予見困難であった事象が発生した場合の予備費執行と検証に関するルール。
- 計画策定段階における物価上昇想定、及び物品発注段階や工事の実施段階における物価上昇の扱い。
- 計画策定段階における工期設定の考え方、及び工期の見直し、検証を行うプロセス。
- 検証結果のレベニューキャップ制度における扱い。

## Ⅱ ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、電気事業法第二十八条の四十八第1項の規定に基づき広域機関が策定し、経済産業大臣に届出を行う整備計画の計画策定段階における有資格事業者に対するコスト検証等の手続きや方法、計画 実施段階における事業実施主体に対するコスト検証等の手続きや方法、検証結果の取り扱いを明確化するもの。 あわせて、それ以外の広域機関が関与する系統整備計画におけるコスト・工期の考え方を明確化するもの。

なお、本ガイドライン策定前に策定された整備計画についても、基本的に本ガイドラインの検証プロセスや検証結果の取り扱いについては準用するものとする。ただし、実施済みのプロセスを本ガイドラインに基づきあらためて行う必要はないものとし、本ガイドラインにより難い場合には個別に判断するものとする。

#### Ⅲ 適用範囲

本ガイドラインは、広域機関が関与する系統整備計画(広域系統整備計画を含む)に適用する。

## Ⅳ 整備計画における工事費の概算額の考え方

整備計画の策定段階においては、工事費の概算額は実施案を作成・提出する時点(以下「計画段階」という。)の物価に基づき計上することを基本とする。ただし、メーカーの見積額を参照する場合などにおいて、作成・提出する時点以外の物価に基づき計上することが必要な場合には、計上した費用の考え方を示すこととする。

効率的な検証と工事費増額に対する説明性を向上するため、将来の物価上昇ならびに計画段階では予見困難な事象<sup>1</sup>の発生に対応するための費用(予備費)を工事費の概算額とは区分し、将来の工事費の変動の可能性を示すこととする。ここで、予見困難な事象の例は第VI章第2節「予備費の機能と執行ルール」の「表3: 予備費の対象・非対象となる具体的な事例」を参照することとする。なお、将来の物価上昇と予備費の内容について、広域機関は実施案の評価において妥当性を確認する。

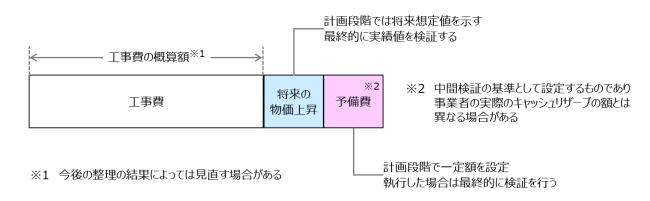


図1: 丁事費の概算額の範囲

## V 検証プロセス

整備計画に係る検証プロセスは、広域機関が設置する広域系統整備委員会ならびに計画評価及び検証小委員会において実施し、その検証の結果について電力・ガス取引監視等委員会(以下「監視等委」という。)に共有する。検証の実施にあたり、有資格事業者または事業実施主体は、広域系統整備委員会ならびに計画評価及び検証小委員会の当該事業者の議題において、出席者として工事内容・費用等の妥当性の説明ならびに質疑応答を行うことができる。なお、有資格事業者または事業実施主体が引き続き説明ならびに議論すべき事項がある等の理由により検証の継続を希望する場合は、当該理由と内容を明らかにして計画評価及び検証小委員会において提案することとし、計画評価及び検証小委員会においてその妥当性が認められた場合には検証を継続できるものとする。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 予見困難な事象とは、合理的な検討を行っても予見が困難な事象、または事象そのものは予見可能であっても当該事象に係る工事費または変動分の合理的な算出が困難な事象をいう。

なお、検証後の工事費の変動状況を確実かつ効率的に把握するための補完的な位置づけとして、送配電等業務指針第53条第1項第2号に定める四半期毎の情報提供のうち、第4四半期の報告において、事業実施主体から広域機関に対して工事費の見通しを報告することとする。広域機関は報告された内容について、広域系統整備委員会に報告を行う。

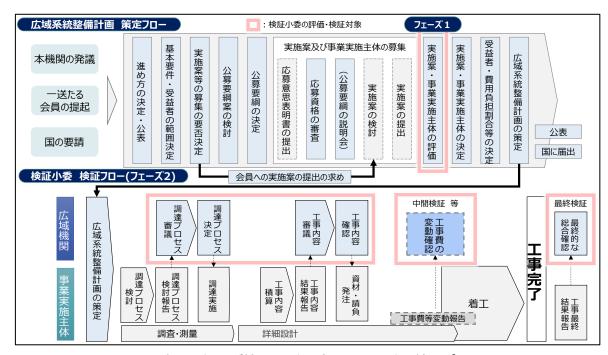


図2:計画評価及び検証小委員会における評価・検証プロセス

## 1. 検証のタイミング

## フェーズ1 (整備計画策定前)

有資格事業者が提出する実施案について、広域機関は、広域機関の業務規程に定める確認事項に関する 総合的な評価を行う。

## フェーズ2 (整備計画策定後~工事完了)

整備計画における事業実施主体の物品調達プロセスならびに調査・測量結果や詳細設計等をふまえた工事内容を確認する。

事業実施主体は検証を受けるにあたり、工事内容の妥当性の根拠として事業実施主体以外の送電事業者等の当該工事に精通した事業者(複数の事業者が望ましく、必要により広域機関が指名する)による工事内容の確認結果(相互確認結果)を提出することができる。事業実施主体が相互確認結果を提出した場合には、計画評価及び検証小委員会において工事内容に対する技術的妥当性やコスト合理性の評価が適切に行われているか等について確認し、工事計画の妥当性確認の根拠とする。なお、広域機関は説明に必要な資料を明確にし、事業実施主体は過去の類似事例を参照する等の合理的な説明を行うなど、相互に検証期間短縮に努めるものとする。

# (1) 調達·工事発注段階

## ① 工事開始前の調達方法・工事内容の確認

整備計画の策定後、調達方針が決まり次第、早期に調達方法の検証を実施する。このとき、事業実施主体が計画している調達方法(一般競争入札、指名競争入札、随意契約等)及びコスト低減策(他の送配電事業者等との共同調達、総合評価落札方式の採用等)について、コスト効率性と公平性、リスク分担の観点からその妥当性を確認する。特に、一般競争入札以外の方法(指名競争入札、随意契約等)を採用する場合には、事業実施主体はその合理的な理由を説明する。

工事内容については、工事件名毎に、調査・測量等により設計精度が高まった段階で、資材又は請負発注前までに詳細設計の内容について妥当性を確認する。あわせて詳細設計段階におけるコスト低減の取り組みについても確認する。

# 主要な工事・物品の例

土木工事、建築工事(バルブホール、制御棟など)など

変圧器、開閉器(遮断器、断路器、GIS など)、交直変換設備、調相機器、電線、ケーブル、鉄塔部 材などの主機材

# ② 調達状況・工事発注状況の確認

主要な物品の調達・工事発注状況(応札・応募状況、契約の相手方、契約金額等)について、上記①で確認した計画からの変更の有無、妥当性を確認する。

# (2) 工事期間中2 (中間検証)

整備計画全体の工事費総額から物価上昇分を除いた額について、整備計画策定時に計上した予備費及び工事費の概算額の合計額を超過する見通しが生じた場合に、速やかにその要因分析と事業実施主体の対応(コスト低減努力、代替策の検討等)の検討や妥当性について確認を行う。なお、物価上昇は中間検証実施の基準とせず、事後的に確認を行うことを基本とする。

また、上記に関わらず、設計完了時や主要な工事段階の完了時など、対象事業の規模や特性、リスク等を踏まえ、広域機関が必要と認めるタイミングやレベニューキャップ制度に基づく託送料金申請のタイミング等において事業実施主体から依頼があった場合(予見困難な事象への対応または物価上昇分の検証のために依頼する場合を含む)には中間検証を行う。なお、広域機関が必要と認めるタイミングとは、広域機関が、物価上昇が整備計画策定時の想定を上回り全体工事費の大幅な増加が見込まれると判断した場合等をいい、中間検証を実施する場合は事前に事業実施主体へ通知する。

なお、中間検証を行う場合において、事業実施主体は必ずしも工事を中断する必要はないものとする。

# (3) 工事完了後(最終検証)

整備計画に係る全ての工事等が完了し、最終的な費用が確定した後、事業全体のコスト効率性(最終検証より前の検証までに未確認のコスト低減の取り組みの結果)、工事完了状況(最終検証より前の検証で確認した計画からの変更の有無、妥当性)等について総合的な検証を行う。

<sup>2</sup> 工事期間中とは、整備計画策定後~工事完了までの期間をいう。

ただし、工事が計画通りに進捗し、上記(1)及び(2)の検証において問題点の指摘や事後確認を要する事項がなかった項目等については、事業実施主体からの実績報告の確認をもって完了とする。

# 2. 検証の主な項目・基準

検証の各フェーズにおいては、以下の考え方に基づきコスト及び工期の検証を行うことを基本とする。

① フェーズ 1 (整備計画策定前)

有資格事業者から提出される実施案は、調査・測量前の机上検討による概略設計であることを前提として 検証を行う。対策工事の検証においては、個別条件を勘案したうえで、過去の類似工事実績等を参照し、 コスト低減策及び工期短縮策が合理的であるかを検証する。

② フェーズ 2 (整備計画策定後~工事完了)

工事の実施に向けて、調査・測量結果、用地交渉、詳細設計が進捗していく中で、設計段階に応じて実施計画の工事費、調達プロセスが合理的であるかを検証する。

上記の考え方に基づく具体的な検証内容については、以下の通りとする。

# フェーズ1 (整備計画策定前)

対策工事全体の設備構成の合理性や対策工事件名毎の工事費の妥当性を確認する。

- 設備構成:基本要件又は公募要綱に基づき、対策工事全体として合理的に設備形成がなされているか。
- 工事費:調達プロセスにおいて競争入札が基本となることを念頭に、対策工事件名毎に合理的な工事費か。また、整備計画の完了時期について工事内容をふまえて評価を行うとともに、第 VII 章第 1 節「計画段階の想定事象に対する対応」に基づき対応が行われているか確認する。

なお、フェーズ1における実施案の経済性検証の確認項目例を表1に示す。

表1:実施案の経済性検証の確認項目例(ただし、以下に限るものではない)

	項目例
設備構成	<ul> <li>送電ルートが極力短いルートとなっているか、またそうでない場合にはその合理的な理由(例:設備故障発生時の信頼度や技術基準、保守面、用地制約、洋上風力などの将来発電所との協調等)</li> <li>変電所、開閉所、交直変換所等の構成や地点選定が、設備故障発生時の信頼度や技術基準、保守面、用地制約等をふまえて、合理的なものとなっているか</li> <li>電圧階級、設備容量等の機器の仕様選定は合理的か</li> <li>土地造成、建物工事が合理的な範囲に留められているか</li> <li>将来拡張性の考慮範囲が妥当であるか</li> </ul>
工事費	● 至近の類似工事の実績費用を工事費の根拠とする場合は、当該工事を採用する 理由が合理的であるか(当該工事の工事費が競争入札によるものであるか等)。

また、当該工事の実施からの期間があき、価格補正(物価・労務費)が必要な場合は、その補正理由と補正方法が合理的であるか

- 見積結果を利用する場合は、調達プロセスにおいて競争入札が基本となることを念頭に、合理的な工事費計上を行っているか
- ◆ 社内単価を用いる場合は、その単価を用いる理由が妥当であるか。
- 物量に応じた工事費となっているか(例:鉄塔、電線について、重量、こう長、基数 に応じた工事計画値(資材費、請負費)等)
- コスト低減策や工期短縮策についての具体的な検討内容

# フェーズ2 (整備計画策定後~工事完了)

整備計画における対策工事件名毎の調達プロセスならびに調査・測量結果や詳細設計等をふまえた工事内容を確認する。また、整備計画策定時からの予見困難な事象による変動実績や物価上昇による変動実績を検証し、工期の変動がある場合にはその要因分析と妥当性評価を行う。なお、フェーズ 2 における工事内容の確認項目例を表 2 に示す。

## (1)工事件名毎の調達プロセスならびに工事内容の確認

## 【調達プロセスの検証において確認する項目】

- 競争性の確保:競争入札を基本としつつ、工期等を考慮し、他の送配電事業者等との共同調達や総合 評価落札方式の活用などのコスト低減策を適用し、状況に応じた最も競争的かつ効率的な調達方法が 選択・実施されているか。
- 調達方法の合理性:随意契約を採用する場合には、その必要性・合理性について、事業実施主体から 十分な説明がなされているか。
- 契約方式:工事の特性やリスク分担を踏まえ、合理的な契約方式(例:総価契約、単価契約、コストプラスフィー契約等)が選択されているか。

#### 【工事内容の検証において確認する項目】

- 調達の状況: 予定価格の設定根拠、応札状況等が妥当な範囲にあるか。
- 設計・仕様:最適な工法・技術の採用、過剰スペックの回避など、設計・仕様の合理性。
- 工程管理: 効率的な工程管理による工期遵守・短縮努力。

# 表2:工事内容の確認項目例(ただし、以下に限るものではない)

	項目例
架空送電線	<ul> <li>調査・測量結果を踏まえた送電線経過ルート(ルートの選定理由)</li> <li>仮設工事を行う場合、その理由と仮設工事内容</li> <li>鉄塔、電線について、重量、こう長、基数に応じた工事計画値(資材費、請負費)となっているか</li> </ul>

ケーブル	<ul> <li>調査・測量結果を踏まえたケーブル経過ルート(ルートの選定理由)</li> <li>仮設工事を行う場合、その理由と仮設工事内容</li> <li>洞道、ケーブルについて、規模(電圧階級・容量・条数等)やこう長に応じた工事計画値(資材費、請負費)となっているか</li> <li>海底ケーブルにおいては、ルート条件(水深・海域利用状況等)に応じた防護方法選定となっているか</li> </ul>
変電所·開閉 所·交直変換 所	<ul> <li>変圧器・調相機器・開閉器(遮断器、断路器、GISなど)・交直変換設備等の主要機器の基本仕様(容量・通過電流・母線形態等)や機器配置レイアウト(計画に基づいているか、相違がある場合はその理由)</li> <li>変圧器・開閉器(遮断器、断路器、GISなど)・交直変換設備等の主要機器の工事計画値(資材費)については、合理的な額か(例えば、同規模の過去実績から合理的に説明可能か)</li> <li>土木工事(請負費)については、土地造成面積・土量等に応じた工事計画値となっているか</li> <li>建築工事(請負費)については、延床面積等に応じた工事費となっているか</li> <li>電気工事(請負費)については、6理的な額か(例えば、同規模の過去実績から合理的に説明可能か)</li> </ul>
その他	● 整備計画から相違がある場合はその内容と理由

# (2)費用増減の要因分析と妥当性評価

- 費用増減の要因特定:整備計画からの費用増減(計画からの変更、物価変動<sup>3</sup>、予見困難な事象の発生等)の要因が具体的に特定されているか。
- 要因発生への対応:要因発生に対する事業実施主体の対応(リスク管理策の実施状況、代替案の検討・実施状況等)は適切であったか。
- 費用増減額の算定根拠:費用増減額の算定根拠は客観的かつ合理的であるか。

# VI 予備費及び物価変動の取り扱い

# 1. 予備費

(1) 予備費設定の考え方と計上

有資格事業者は、計画段階で、予見困難な事象の発生による費用増に備えるための予備費を計上することができる。

<sup>3</sup> 物価変動には、為替変動及び金利変動による変動を含む。

予備費は、当初見込まれる工事費の概算額、将来の物価上昇とは区分し、計上するものとする。

予備費の額(または率)は、有資格事業者が算定する。

予備費は実施案の個別件名(対策工事件名)毎に算定する。

ただし、予備費は、予見困難な事象の発生に備えるための費用であることから、計画段階において精緻に想定することは困難と考えられるため、工事費の概算額の 15%を基本として計上するものとする。

なお、類似の広域系統整備事業や他の大規模インフラ事業における予備費の設定・執行実績、並びに当該対象事業の特性(例:事業規模、工期、技術的難易度、地質・気象条件、関係者調整の複雑さ等)や潜在的なリスク評価等を総合的に勘案し、上記以外の個別の予備費額を設定することも可能とする。その場合、有資格事業者は比率又は額を設定した理由について合理的な説明を行うこととする。

工事期間中に予備費を見直す必要が生じた場合には、その時点の残工事を基に再設定するものとし、その際には工事が一定程度進捗し残工事の潜在的なリスクを計画段階より精緻に想定できると考えられることから、個別に算出した値を計上することを基本とする。ただし、個別に算出しがたい場合には、事業実施主体は理由を説明のうえ残工事の概算額の 10%を基本として追加計上するものとする。

また、事実施主体が工事期間中に予備費を見直す場合、広域機関は中間検証を行い、その結果ならびに事業者が示す設定根拠等をふまえて見直し額の妥当性を確認する。

# (2)予備費の機能と執行ルール

工事期間中に計画段階で予見困難な事象により費用増が発生し、予備費を執行する見込みとなった場合 (整備計画全体の工事費総額から物価上昇分を除いた額が整備計画策定時に計上した工事費の概算額の 合計額を超過する見込みとなった場合) または執行した場合、事業実施主体は、その理由、対応内容、見込額(執行額)、及び具体的な使途について整理でき次第、速やかに広域機関に対し報告するものとする。この とき、対応内容は工期や工事費影響を踏まえた合理的な手段による対策であることを説明することとする。

また、物価上昇分を除く整備計画全体の工事費総額が整備計画策定時に計上した工事費の概算額の総額に予備費を加えた額の範囲を超過する見通しが生じた場合、事業実施主体は中間検証を受けることとし、超過分も含めて妥当性を確認する。ただし、整備計画の完了予定時期が遅延する場合は、第 VII 章第 2 節「整備計画策定時の予見困難な事象に対する対応」に基づき、事業実施主体は速やかに広域機関に報告を行う。なお、事業実施主体を構成する事業会社毎または工区毎に予備費の執行を管理する場合は、事業実施主体はあらかじめその範囲を明確化する。

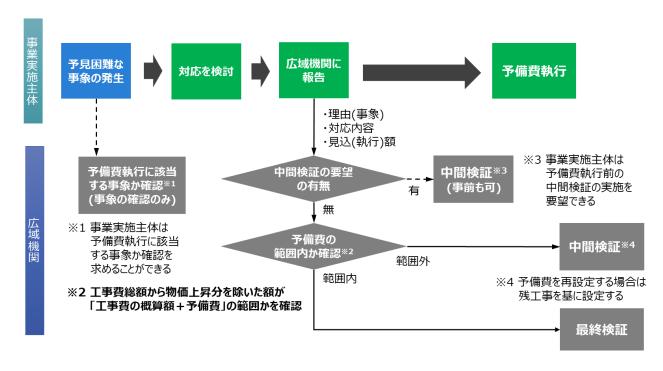


図3:予備費執行フロー ※フロー中の文字は変更の可能性

予備費の執行は、原則として、計画段階で予見困難な事象に起因する費用とする。また、予備費の対象となる具体的な事例を表3に示す。なお、発生した事象が判断基準もしくは具体例に記載のない場合等については、類似する判断基準や具体例等を参照しながら適否を個別に判断することとし、事業実施主体で判断が困難な場合には、事業実施主体は広域機関に予備費執行に該当する事象が確認を求めることができる。

## 予備費の対象の判断基準

判断基準①:災害等、事前に発生頻度の想定や対策費の算定が困難な事象

判断基準②:調査・測量の結果や資材調達等に起因するもので、事業者の責に帰さない事象

判断基準③:関係者調整、法令改正等の外生的要因による事象

表3:予備費の対象となる具体的な事例(ただし、以下に限るものではない)

	事例
判断基準①	<ul> <li>台風や地震等の自然災害、海難事故等の外生的な事由により、設備や運搬路等が損傷した場合または作業中断・停止・延期となった場合</li> <li>戦争・紛争・感染症等社会的疫病の流行等による納期・工期遅延となった場合</li> <li>過去の同規模工事と同等の品質が得られる調査・測量内容を実施する等の合理的な調査・測量を行ったものの、工事着手後、湧水や硬質岩盤や軟弱地盤等の発生により、追加対策が必要となった場合</li> <li>上記の各事例に伴い、工程遅延や第三者への損害賠償等により費用が増加した場</li> </ul>

	_
	合
判断基準②	<ul> <li>調査・測量や詳細設計により仕様変更や送電線ルート変更等となった場合(杭打設数や工法の変更、機器レイアウト変更、送電線亘長の延長等)</li> <li>調査・測量時と施工時の差異による場合(自然地形・地質、気象・海象条件等が相違していることによる設計変更等)</li> <li>現地調査の結果、実施案で適用した標準モデルとは異なる仮設備となった場合</li> <li>現地調査の結果、地図等を基にした机上検討で算定したものとは異なる運搬方法やルートとなった場合</li> <li>調達プロセス実施の結果による場合</li> <li>当初予期していない熟練労働者不足といった施工力不足の解消等のために資機材(ICT 建機等)の導入等を行った場合</li> <li>調達先の製造・輸送トラブル等による場合</li> <li>ある請負業者の責任範囲で発生した事象により、他の請負業者の責任範囲に影響が生じた場合*1(後工程に影響して工期が遅延し、待機費用が発生した場合を含む)労務関係トラブル(ストライキ等)により資材調達の遅延等が発生した場合(物価変動を除く)そのほか、事業者の責に帰さない事由により発生した工期遅延、製作遅延等が発生した場合</li> <li>・ 古沢変動により、船舶の手配費用や労務単価又は保険料等が上昇した場合(物価変動を除く)</li> <li>・ そのほか、事業者の責に帰さない事由により発生した工期遅延、製作遅延等が発生した場合</li> <li>・ 上記の各事例に伴い、保険適用の要否確認等のために調査費用が必要となった場合</li> <li>・ 上記の各事例への対策として付保した保険の保険料が増加した場合</li> <li>・ 上記の各事例に伴い金融機関からの借入金額の増加に伴い支払い利息等の財務関連費用が増加した場合</li> </ul>
判断基準③	<ul> <li>関係者と協議し、その事実関係等を確認した結果、設計・工法、送電線ルート、電気所の立地等を変更する必要が生じた場合</li> <li>法改正、政策・制度変更や行政指導により、追加調査、設計の見直しや施工時間帯の制限等が必要となった場合</li> </ul>

- 法改正に伴う労働環境改善への対応が必要となった場合
- JEC 等の設計標準の改正により工事設計の見直しが必要となった場合
- 通信回線保有者との調整により電磁誘導対策費用の増加や対策内容に変更が生じた場合
- 整備計画における工事を実施するために既設電力設備の停止が必要であり、この停止期間や時期の不調に伴う工期遅延となった場合
- 自治体等からの許認可取得に時間を要したことにより工期遅延となった場合で、事業者の責によらない場合
- 追加的な環境対策措置(海洋生物保護、沈殿物処理等)が必要となった場合
- 工事に伴い歴史遺跡や歴史遺物が発見された場合の対応費用及び工事中断・延期となった場合
- 他の海域利用者(通信ケーブル、洋上風力、その他インフラ整備(港湾、橋梁)、海洋資源探査、海上防衛設備)から協力要請を受け、協議のうえでやむを得ず工事中断・延期となった場合
- 事業者が実績等を基にある比率を仮定して合理的に当初数量を算定したが、関係者調整の結果、異なる比率の数量となった場合\*2
- 上記の各事例に伴い、保険適用の要否確認等のために調査費用が必要となった場合
- 上記の各事例への対策として付保した保険の保険料が増加した場合
- 上記の各事例に伴い金融機関からの借入金額の増加に伴い支払い利息等の財務 関連費用が増加した場合
- ※1 事象を発生させた請負業者の責任範囲においては当該事業者が自ら責を負う
- ※2(例)これまでの実績を基に植栽面積を全体の 50%として実施案を作成したが、結果として 60%の植栽が 必要となった場合

なお、判断基準①~③を満たす場合であっても、以下の場合には予備費執行対象外となる場合がある。

- 事業者の故意または過失により、設備や運搬路等を損傷した場合
- 事業者が虚偽の内容により予備費申請を行った場合
- 事業者の違法行為により増嵩した場合
- 社会通念上許容される範囲を明らかに超えた設備等により増嵩した場合

## (3)予備費の検証について

予備費の執行状況及びその妥当性については、事後的に、中間検証または最終検証のタイミングで検証を行うことを基本とする。ただし、事業実施主体は予備費執行の前に検証を行うことを要望できるものとする。検証に

おいては、執行理由が「予見困難な事象」の定義に合致するか、執行内容や執行額は工期や工事費への影響を踏まえて当該事象への対応として合理的であったか、広域機関への報告が適切に行われたか等を確認する。

## 2. 物価変動への対応

# (1)物価上昇の想定

有資格事業者は、計画段階において、物価上昇による将来的な工事費の増加が想定される場合には、実施 案において、物価上昇の想定とその考え方を示すものとする。また、広域機関は想定内容(用いた指標とその根 拠、算定期間・方法、算定額等)について、実施案評価(フェーズ 1 )の中で妥当性を確認することとする。

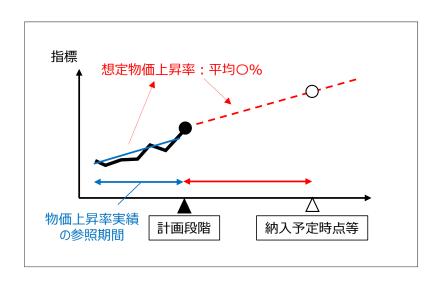
# ※望ましい想定方法と考え方の例

● 以下に示す指標を用いて物価上昇の想定ならびに考え方(算定期間、算定方法など)の説明が行われている。

物価変動の想定に用いる指標等については、電力・ガス監視等委員会の料金制度専門会合における議論状況等も踏まえて適切な指標を検討する

物価変動の想定に用いる指標の候補:

- ·公共工事設計労務単価(全国全職種)
- ·消費者物価指数(総合)
- ·国内企業物価指数(総平均)
- ·国内企業物価指数(鉄鋼)
- ・国内企業物価指数(非鉄金属[銅・アルミ])
- ・そのほか、合理的に説明できるもの
- 動価上昇想定の算定期間、算定方法が明確となっている。なお、想定物価上昇率の算出に用いる 実績期間は物価変動の傾向を踏まえて個別に判断するものとする。



## (2)物価上昇の確認

物価上昇実績の確認は、最終検証で行うことを基本とする。ただし、事業実施主体は物価上昇実績の検証のために中間検証を行うことを要望できるものとする。事業実施主体は、整備計画の策定後に、物価上昇による調達価格や工事費等の増加が見込まれ検証が必要な時は、建設資材価格指数、労務費指数など、対象費目に適した複数の合理的に説明できる指標を用い、用いた指標、当該指標を用いた根拠、算定期間、算定方法の妥当性について、広域機関に報告を行うものとする。

## ※望ましい報告内容の例

- 合理的に説明できる指標を用いており、調達における契約においても当該指標を用いて物価補正する ことが明記されている。
- 事業者内のマニュアル等において標準的な指標として明記されており、調達における契約においても当該指標を用いて物価補正することが明記されている。
- 実績の算定に用いる指標が想定に用いたものと異なる場合には、合理的な説明が行われている。
- 物価上昇の算定期間、算定方法が明確となっている。

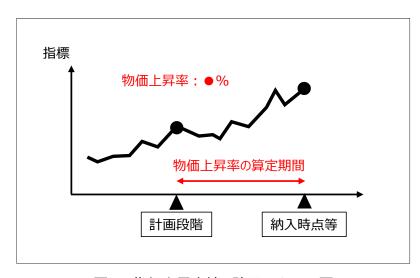


図5 物価上昇実績の確認のイメージ図

なお、物価下落により調達価格や工事費が減となる場合においても物価上昇の場合と同様の手法で減少分を算出して最終検証等においてその額を確認することとし、その影響額を最終的な工事費に適切に反映することとする。

広域機関は工事費の変動状況について、定期的に広域系統整備委員会又は計画評価及び検証小委員会 に報告を行う。

# VII 工期に対する考え方

## 1. 計画段階の想定事象に対する対応

有資格事業者は工期を想定する上での前提条件を明らかにし、工期短縮に対する対応方針や具体的な短縮の可能性について、それを実現するために必要な要素などを明確にする。合わせて工期延長の可能性については、事前に想定される工期延長の理由とともに、これを考慮した工期についても可能な範囲において明らかにする。

なお、広域機関は、有資格事業者の説明を踏まえた工期を示すとともに、工期見直しの判断基準となる項目と整備計画策定時の工程における該当時期を整備計画に明記することとする。

# 2. 計画段階で予見困難な事象に対する対応

天災等の計画段階で予見困難な事象により、工期の遅延が見込まれる時には、事業実施主体は速やかに広域機関に報告を行う。広域機関は事業実施主体に対策の検討などを指示するとともに、必要に応じて報告内容を踏まえて検証を行うこととする。

## Ⅷ 工事の継続が困難な場合の取り扱い

事業実施主体が工事の継続が著しく困難であると判断する場合には、合理的に可能な範囲で速やかにその理由とその時点における工事の状況を広域機関に報告する。広域機関は報告内容の確認を行うとともに、必要により代替案(工事費・工期・工事内容等の変更案)の提示を求めて評価を行い、その内容を資源エネルギー庁に報告する。

広域機関から報告された内容に基づき、資源エネルギー庁および広域機関は、工事の継続、工事内容の変更または工事の中止について協議する。

また、対応するために必要な措置等について、事業実施主体、広域機関、資源エネルギー庁で協議する。

## IX 検証結果のレベニューキャップ制度等における取り扱い

全国調整スキームを適用する地域間連系線等において、本ガイドラインに基づく広域機関及び資源エネルギー 庁による検証の結果、妥当性が認められた費用等について、監視等委は、託送料金審査時において、その結果 (金額)を確認する。また、検証結果を監視等委が確認した結果に基づいて系統設置交付金及び広域系統 整備交付金を算定する。